

# 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

小郡市長 殿

届出者 住所

氏名

TEL

都市計画法第58条の2第1項及び小郡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更 建築物の建築又は工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採
---

について、下記により届け出ます。

記

- |            |       |
|------------|-------|
| 1 行為の場所    | 小郡市   |
| 2 行為の着手予定日 | 年 月 日 |
| 3 行為の完了予定日 | 年 月 日 |
| 4 設計又は施行方法 |       |

(1)土地の区画形質の変更	区域の面積 <span style="float: right;">㎡</span>			
(2)  建築物の建築 工作物の建設 又は	(イ)行為の種別(建築物・工作物)の(新築・改築・増築・移転・外観を変更する修繕又は模様替)			
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計
	①敷地面積	㎡	㎡	㎡
	②建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
	③延べ面積	㎡	㎡	㎡
④高さ 地盤面から m	⑤用途			
	⑥垣又はさくの構造			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積 ㎡	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)木竹の伐採	伐採面積		㎡	

### 5 形態意匠に係る計画概要

色 彩	屋 根	マンセル値
	外 壁	マンセル値
その他形態意匠で参考となること		

◆地区計画区域内に建築物等を建築する際の手続き

地区計画区域内において建築物の建築や区画形質の変更等を行おうとする場合は、建築物や建築行為の内容が、地区計画で定めた内容に沿っているかを確認するため、事前に申請が必要です。

※申請は行為を行おうとする30日前までに提出することが義務づけられています。

※届出者が法人の場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※同一の土地の区域について2以上の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

※地区計画において定められた内容に照らして、必要な事項について記載すること。

◆提出書類について

申請の際に提出していただく書類は次のとおりです。

届出書	1部
工事主等の概要書	1部
位置図(縮尺1:10,000程度)	1部
付近見取図(縮尺1:2,500程度)	1部
地積測量図	1部
建築物等の配置図(縮尺1:100以上)	1部
各階平面詳細図(縮尺1:100以上)	1部
外部構造物詳細図(縮尺1:100以上)	1部
外部植栽詳細図(縮尺1:100以上)	1部
2面以上の立面図(縮尺1:100以上)	1部 ※注
矩計図(縮尺1:50以上)	1部

※ 注には屋根、外壁(玄関扉を含む)等の色合いをマンセル値で表記してください。